

◆パートナーシップの宣誓により利用できる市の手続き等

令和8年4月1日時点

制度・手続きの名称	内容	問合せ先
保育所等利用申込・利用	パートナーの子どもの保護者として利用申込することができます。(子どもを現に監護している場合に限りです。)	こども未来課保育幼稚園係 0126-35-4253 (本庁舎1階2番窓口)
留守家庭児童登録	パートナーの子どもの保護者として利用登録することができます。(子どもを現に監護している場合に限りです。)	こども未来課こども・子育て 応援係 0126-35-5133 (であえーる3階)
災害弔慰金	パートナーを配偶者と同様の事情にあった者として、災害弔慰金の支給対象とします。	福祉課総務係 0126-35-4107 (本庁舎1階15番窓口)
市営墓地・霊園	墓所の使用申請、承継申請、合同納骨塚の申請をすることができます。	環境保全課環境保全係 0126-35-4387 (本庁舎2階23番窓口)
市営住宅 北村勤労者住宅 栗沢福寿住宅	パートナーとの入居申込、同居申請をすることができます。 (入居資格の共通要件を満たす必要があります。)	建築課住宅管理係 0126-35-4690 (本庁舎2階33番窓口)
り災証明書の交付 (火災を除く)	り災者本人に代わりパートナーが委任状なしで申請することができます。 (同一住所の場合に限りです。)	防災対策室計画係 0126-35-4825 (本庁舎3階41番窓口)
住宅購入支援助成金	岩見沢市に移住・転入し、住宅を取得する際の助成金の対象要件について、パートナーを配偶者と同等として申請することができます。 ※令和6年3月31日までに計画認定を受けた方に限りです。	企画室企画調整係 0126-35-4834 (本庁舎3階52番窓口)
市立総合病院での面会・手術同意	面会や病状説明の同席、手術同意などができます。	医事課医事情報係 0126-22-1650(代表)

※制度ごとに所定の要件があります。

◆パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な市の手続き等

令和8年4月1日時点

手続きの種別	内容	問合せ先
住民票の届出、交付申請	同一世帯のパートナーの住民異動の届け出、交付申請を委任状なしですることができます。	市民サービス課市民係 0126-35-4187 (本庁舎1階1番窓口)
戸籍の届け出(死亡届)	同居していた場合、死亡届の届出人になることができます。	市民サービス課市民係 0126-35-4187 (本庁舎1階1番窓口)
子どもの医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証に関する届け出	パートナーの各種届出を委任状なしですることができます。	こども未来課こども福祉係 0126-35-4118 (本庁舎1階3番窓口)
重度心身障害者医療費受給者証に関する届け出	パートナーの各種届出を委任状なしですることができます。	保険年金課医療年金係 0126-35-4201 (本庁舎1階4番窓口)
後期高齢者医療制度	パートナーの各種届出を委任状なしですることができます。	保険年金課医療年金係 0126-35-4201 (本庁舎1階4番窓口)
国民健康保険の加入、届出	同一世帯の場合、パートナーと家族として加入することができます。また、パートナーの各種届出を委任状なしですることができます。	保険年金課国保係 0126-35-4192 (本庁舎1階5番窓口)
市税に関する証明	同一世帯のパートナーは税証明の交付申請を委任状なしですることができます。	税務課管理係 0126-35-4029 (本庁舎1階9番窓口)
介護保険制度	パートナーの介護保険に関する届け出を委任状なしですることができます。	高齢介護課介護保険係 0126-35-4138 (本庁舎1階11番窓口)
土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の縦覧	同一世帯のパートナーは縦覧及び閲覧にかかる委任状を省略することができます。	税務課資産税係 0126-35-4032 (本庁舎1階9番窓口)
身体障がい者等に対する軽自動車税(種別割)の減免	障がい者と生計を同じくするパートナーが所有し、障がい者自ら使用する軽自動車等、又は、障がい者と生計を同じくするパートナーが障がい者のために使用する軽自動車等について、減免申請することができます。	税務課資産税係 0126-35-4032 (本庁舎1階9番窓口)

◆パートナーシップ宣誓をしても利用できない市の手続き等

令和8年4月1日時点

手続きの種別	内容	問合せ先
戸籍の届出（死亡届を除く）	パートナーの戸籍の届け出の届出人になることはできません。	市民サービス課市民係 0126-35-4187 （本庁舎1階1番窓口）
戸籍の証明の交付申請	パートナーの戸籍の証明書の交付申請は委任状が必要です。	市民サービス課市民係 0126-35-4187 （本庁舎1階1番窓口）
印鑑登録	本人以外は法律上の婚姻による配偶者であっても代理申請となります。	市民サービス課市民係 0126-35-4187 （本庁舎1階1番窓口）
税の控除	人的控除の対象に含まれません。	税務課市民税係 0126-35-4031 （本庁舎1階7番窓口）
相続	法定相続人に含まれません。	